



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、地域でのひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者に対する虐待等、新たな問題も多く発生しています。

そのような中、近年、地域の絆の大切さが再認識され、地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、日常からの顔の見える関係づくりが必要となっています。このような状況の中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、住民が暮らす地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられたりする相互の関係をつくっていくことが求められています。

日本全体が人口減少社会を迎えた中で、本市においては、高齢化が急激に進行しており、支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

国においては、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することを目指しており、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取組む仕組みづくりや、地域での課題の解決に向けた「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

平成28（2016）年度に、厚生労働省に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

その一環として、平成29（2017）年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布により、「社会福祉法」が改正され、平

成30（2018）年4月から施行されました。

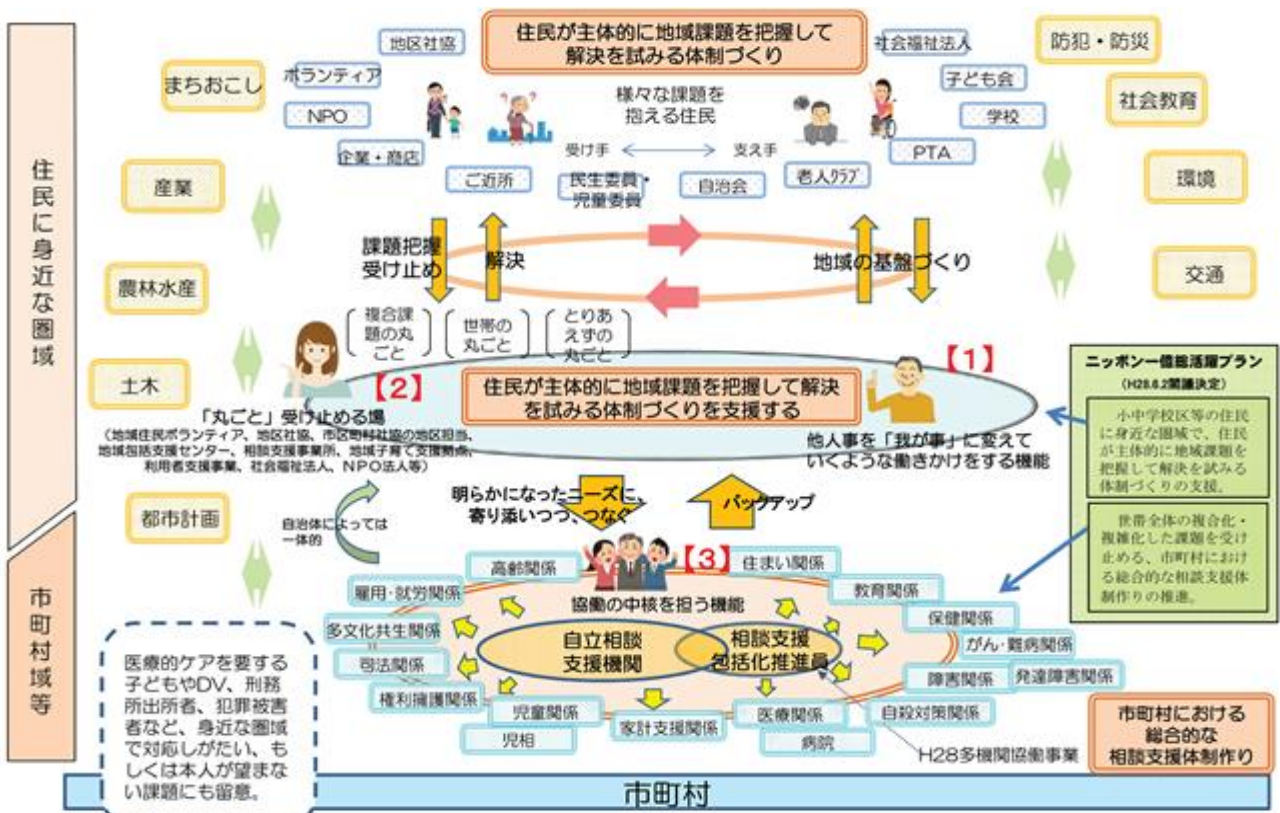
この法改正により、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。そのため、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されました。

本市では、平成27年3月策定の「福祉つるがぬくもりプラン（第3期敦賀市地域福祉計画）」において、「ふれ合い、支え合い、共にいきるぬくもりのあるまち」を目指し、取組を進めてきました。

このたび、第3期計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題に対し適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する理解や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「第4期敦賀市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

この計画は、誰もが地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、本市に住む全ての皆さんの「ふ（だんの）」「く（らしの）」「し（あわせ）」を守るために策定しました。この計画に基づいて、市民みんなで将来を見据えながら、「誰もが住みたくなるまち敦賀」の実現のため、皆さんと一緒に取組んでいきます。

【地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ】

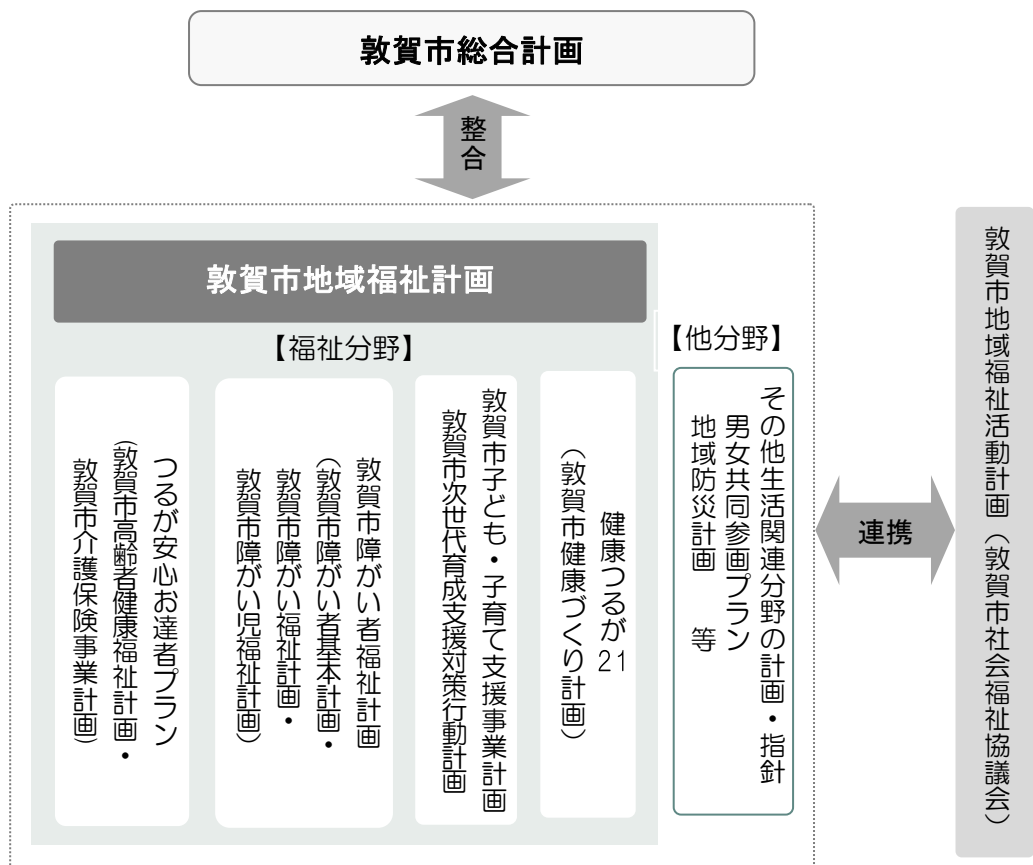


2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。

また、第6次敦賀市総合計画の分野別計画として位置づけられており、地域福祉を推進する観点から、「つるが安心お達者プラン（敦賀市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画）」、「敦賀市障がい者福祉計画（敦賀市障がい者基本計画・敦賀市障がい福祉計画・敦賀市障がい児福祉計画）」、「敦賀市子ども・子育て支援事業計画・敦賀市次世代育成支援対策行動計画」、「健康つるが21（敦賀市健康づくり計画）」等の分野別計画との連携・整合性を図る計画となります。

さらに防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行います。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への住民参加を実現するために、市内在住の18歳以上の市民を対象とした「敦賀市地域福祉アンケート調査」を実施するとともに、市内在住の中学3年生から高校3年生までの若年層と、市内の関係団体に対しヒアリング等調査を行いました。また、計画の原案に対しては、パブリックコメントを実施し、市のホームページや各地区への回覧等により市民の皆様から意見を募集しました。

上記のアンケート調査やパブリックコメントの結果を基に、幅広い分野の関係者を委員とする「敦賀市地域福祉計画策定委員会」において審議を行いました。

【敦賀市地域福祉アンケート調査及びヒアリング調査の配布数と回収率】

| 対 象 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---------|-------------|-------|--------|
| 住 民 | 1,991 通(※1) | 690 通 | 34.65% |
| 関 係 団 体 | 60 通 | 36 通 | 60.00% |
| 若 年 者 | 120 通 | 31 通 | 25.83% |

※1：当初2,000通送付したが、9件返戻あり

【市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果】

| 名称 | 件数 |
|---------------------------------------|-----|
| 第4期敦賀市地域福祉計画(原案)に対するパブリックコメント（市民意見公募） | 5 件 |

5 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域で生活している市民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させるため、市民の身近な地域で、市民の主体的な地域福祉が推進されるとともに、市民、行政、関係機関の協働した取組が不可欠です。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係団体、関係機関、事業者が地域福祉の重要な担い手となる必要があります。

計画を推進するにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働していくことが重要となります。

地域福祉の推進のためには、地域コミュニティの形成と支援が重要です。自治会等の地縁組織への加入を促進することで、その地域で暮らす市民の積極的な参画を図るとともに、民生委員児童委員をはじめとする各種団体等とも連携を強め、地域全体が一体となって、地域福祉活動を推進していくことが必要であり、その体制づくりに市としても積極的な支援を行います。

(1) 行政の役割

これまで市が中心となって取組んできた福祉サービスの提供は、今後も、実態やニーズに即して着実に推進することが求められます。

また、今後の地域福祉の円滑な推進には、市民、事業者、地域団体、ボランティアグループ、NPO等による主体的、積極的な取組が重視されます。

市民等が主体的に地域福祉活動に参加できるよう、地域づくり・まちづくりをはじめとする多様な参加機会や情報の提供をはじめ、必要な支援を行います。

さらに、これらの団体等との協働・連携体制づくりに取組み、これからの地域福祉の担い手である関係者とのネットワークの構築を図ります。

(2) 市民、ボランティア、NPOの役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。自ら暮らす地域への関心を持ち、地域で起こっている様々な問題を解決していくための方策を自ら考え、話し合うとともに、日常的に地域の行事や、福祉活動に参加することが求められています。

ボランティアやNPOは、それぞれが連携しながら、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、複雑化する福祉需要に対応することが求められています。

(3) 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、地域住民の身近な存在として、地域の見守りを行うとともに、地域住民が抱える課題の相談窓口や、問題解決に向けた各種専門職との連携など、地域の人々が自立して暮らすための取組を行っていることから、地域福祉の担い手としての役割が期待されています。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明確に位置づけられています。

計画推進において、地域福祉の中核を担う存在である社会福祉協議会が中心となり、地域福祉活動への市民参加の促進をはじめ、社会福祉関係団体の先導役、市民や関係団体・関係機関と行政との間の調整役を担うことが求められています。

また、地域福祉を目的とした民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉計画と連携しながら、計画の推進を図ることが期待されています。

(5) 社会福祉事業者の役割

社会福祉事業者は、福祉サービス等の提供者として、市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、良質なサービスの提供、サービス利用者の保護、サービスの自己評価・第三者評価、情報提供、そして地域社会との積極的な交流に努めることが求められます。

(6) 企業の役割

企業の立場では、地域社会の一員として、その社会的責任を果たすことが期待されています。具体的には、就業機会の拡充のほか、地域でのボランティア活動等への取組や、企業の所有する資産、技術、人材等を地域社会に還元することなどが求められます。

6 計画の管理と評価

進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組めます。

